（別記）

令和８年度山江村農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

山江村は耕地面積の約３３%の２０８ha が水田で、ほ場整備率は９２．６８%であるが、山間部が多く団地化が困難であり、十分な効率を上げられない状況である。

水田農業の主力は水稲で、肉用牛繁殖も盛んであることから飼料作物についても作付が多くなっている。

地域農業者については高齢化が進んでおり、作付面積が徐々に減少傾向にあることから、不作付地拡大の抑制及び農業後継者の育成・確保が急務となっている。

現在、本村の農家数は２５３戸（専業農家３６戸、兼業農家２１７戸）で、１６の行政区があるがほとんどの地区が中山間地域であり、１戸当たりの経営面積は１１５ａ程度、高齢化の影響もあり、山間地においては土地利用型作物も定着せず自己保全管理等の不作付地も多い。

平坦地においても兼業農家の自家消費用の水稲作付が多く、団地化も難しいため野菜や大豆等の生産振興は図れていない。二毛作によるほ場の活用についても、麦や飼料作物の作付により増加傾向にはあるが、村内全域で見るとまだまだ面積は少ないため、年間を通したほ場の有効活用も図る必要がある。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本村では、露地野菜や施設野菜等を高収益作物として定めており、地産地消による学校給食食材としての需要も高いことから、さらなる作付の推進を図り、安心安全な村内産の食材としても価値を付与できるよう支援する。

また、焼酎原料米として作付けされている加工用米や、重点作物と定めているミシマサイコ等に加え、村の特産物である栗についても今後も堅調な需要が見込まれることから、作付けの推進を行い、水田農業での収益力向上を図る。

生産コストの低減については、農事組合法人による麦の裏作での作付けが増加しているため、面積増による生産コストの低減を図るとともに、加工用米の立毛乾燥による乾燥コストの低減等についても推進する。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本村における水田での主力作物は水稲であり、用途としては自家消費米が多く、担い手への農地集積による小作料としての米の需要も高い。地域計画に基づき、地域の担い手や法人等への農地集積を進めているが、山間部等の耕作条件が悪い水田もあり、すべての水田をそのまま活用していくことは困難である可能性が高いため、麦やそば等の作付による畑地化や、水稲、麦、大豆のブロックローテーションの構築の検討、振興作物である栗の新植による樹園地化についても検討を行い、地域の実情に応じて畑地化を推進する必要がある。

施設園芸や長期に渡り畑作が行われている、今後も水稲作に活用される見込みのない水田についても現地確認の際等に点検を行い、畑地化の推進を行う。

4　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

米の販路確保及び販売拡大を目指し、消費者にとっても安心・安全な米作りを行い、米の主産地としての地位を確保する。また、前年の販売実績等の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ米の生産を行う。

（２）備蓄米

備蓄米については、集荷業者等の意向を勘案しつつ作付を推進する。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

飼料用米については、管内において飼料用米加工施設がないことや、最寄りの施設への輸送経路や生産コスト等、解決すべき課題が多いため、必要に応じて検討を行う。

イ　米粉用米

米粉用米については、集荷業者等の意向を勘案しつつ作付けを推進する。

ウ　新市場開拓用米

新市場開拓用米については、国内の主食用米需要が減少する中で国産米の新たなマーケットとして確保が必要と考えるが、国内産業の状況等も勘案しつつ作付けを推進する。

エ　WCS 用稲

主食用米の価格下落が見込まれる中、ＷＣＳ用稲を転換作物に位置付け、耕種農家と畜産農家と需要と供給のバランスを考慮しながら作付けを推進し、水田からの良質な粗飼料生産を行い、畜産農家のコスト削減を図る。また水田への堆肥散布など耕畜連携の取組を進める。

オ　加工用米

当該地域の加工用米は地元の酒造メーカーへの販売が中心である。加工用米は多収低コスト生産が見込まれ、また需要もあることから、焼酎原料米の多収品種「ミズホチカラ」や「たちはるか」への転換を推進し規模拡大を図るとともに、立毛乾燥による低コスト生産を推進し、生産者の所得向上に繋げる。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦については、収穫時のコンバインの共同利用を行う等の生産性向上の取り組みについて支援し、裏作としての面積拡大を推進する。

飼料作物については、耕種農家と畜産農家との連携による水田からの粗飼料生産のバランスを鑑みながら推進を行う。

また、冬作に適した麦及び畜産農家からの需要が大きい飼料作物を裏作として作付けすることで水田を有効活用し、農家の所得向上を図る。

大豆については集荷業者等の意向を勘案しつつ作付けを推進する。

（５）そば、なたね

企業との契約に基づき、現行の栽培面積を維持しつつ、産地交付金を活用し栽培面積

の拡大を目指す。
　また、担い手への作付集約、適正な栽培管理やコンバインの共同利用等による生産性向上の取り組みを継続して推進する。なお、品質向上のため、納品前の品質検査を必ず受けるものとする。

（６）地力増進作物
　高収益作物の連作に地力増進作物を導入することにより、緑肥として有機物補給を実施し、連作障害を回避し、地力回復を高める。
　推進する地力増進作物は、エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ、イタリアンライグラス、ソルガム、スーダングラス、トウモロコシ、ギニアグラス、ヒエ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クリムソンクローバー、アカクローバ、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラス、ナタネ、カラシナ、ハゼリソウとする。

（７）高収益作物
　学校給食の地産地消を図るうえでは、村内における野菜の作付が必要不可欠である。村内産の野菜の消費率を高めるため、年間を通して野菜を供給できるよう、野菜の作付品目の多品種化と作付面積の拡大を図る。

（８）ミシマサイコ、えごま
　畑の一団の農地が少ない本村では、限りある面積で畑作物の作付けがされているため、水田を活用したミシマサイコ、えごまの作付を支援し、農地保全を図る。

（９）村特産物助成
　山江村は中山間地域であり、特産物である栗（クリ）は斜面に植えられているものが多く、そのことが生産者の身体的負担や、後継者が敬遠する一つの要因となっていることから、作業の省力化が課題となっている。栗の栽培は斜面での作業が生産者の負担となっているので、栗の作付けを平坦な水田に進めることで生産量の維持を図る。

５　作物ごとの作付予定面積等　～　**８　産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	117.5	0.0	116.0	0.0	105.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	17.7	0.0	18.0	0.0	20.0	0.0
加工用米	1.1	0.0	1.1	0.0	1.3	0.0
麦	2.7	2.7	4.0	3.0	2.0	0.0
大豆	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料作物	10.9	10.9	15.2	13.8	17.5	14.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.1	0.1	0.1	0.0	1.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5
高収益作物	4.4	0.0	4.9	0.0	7.5	0.0
・野菜	1.7	0.0	1.9	0.0	2.5	0.0
・花き・花木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・果樹	1.3	0.0	1.5	0.0	3.0	0.0
・その他の高収益作物	1.4	0.0	1.5	0.0	2.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	野菜	高収益作物作付助成 （基幹）	作付面積の拡大	1.7 ha	2.5 ha
2	ミシマサイコ ・えごま	重点品目作付助成 （基幹）	作付面積の拡大	1.4 ha	2.0ha
3	麦・飼料作物	農地高度利用助成 （二毛作）	作付面積の拡大 耕地利用率の向上	13.5 ha 106 %	13.5 ha 109 %
4	飼料作物 ・ＷＣＳ用稲	耕畜連携助成 （基幹）	堆肥散布面積の拡大 実施率の向上	2.3 ha 1.47 %	2.0 ha 1.28 %
5	加工用米（多収品種：ミズホチカラ、たちはるか）	多収品種（加工用米）加算（基幹）	作付面積の拡大 反収の増加	1.1 ha 422kg/10ａ	1.4 ha 595kg/10ａ
6	加工用米（多収品種：ミズホチカラ、たちはるか）	多収品種（加工用米）立毛乾燥取組加算（基幹）	取組面積の拡大	1.1 ha	1.4 ha
7	果樹（クリ）	村特産物助成（基幹）	取組面積の維持	1.3 ha	1.0 ha

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：熊本県

協議会名：山江村農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	高収益作物作付助成（基幹）	1	12,000	○対象となる作物（露地・施設を問わない） ・JA球磨で取扱う作物 メロン、キュウリ、イチゴ、里芋、インゲン、甘藷、トマト、ネギ、タマネギ、ナス、ほうれん草、ズッキーニ、アスパラガス、オクラ、唐辛子、ブロッコリー、スナップエンドウ、ニンニク、ハーリック、カボチャ、ゆず、馬鈴薯、小松菜、コールラビー、そらまめ、グリーンピース、ししとう、その他野菜 ・学校給食で使用する作物 里芋、カボチャ、タマネギ、甘藷、ニンニク、人参、ジャガイモ、ほうれん草、とうもろこし、キャベツ、枝豆、白菜、メロン、きゅうり、甘長とうがらし、ナス、アスパラガス、スイカ、トマト、ズッキーニ、生姜、こんにゃく、白ウリ、ピーマン、ミョウガ、オクラ、インゲン、ブロッコリー、えんどう、ししとう、その他野菜	○助成対象者 　水田活用の直接支払交付金の助成対象者 ○助成対象水田 　経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田 ○その他要件 　通常の肥培管理を実施し、JA、卸売市場、直売所等（出荷伝票発行が可能な業者）へ出荷を行っていること
2	重点品目作付助成（基幹）	1	12,000	ミシマサイコ、えごま	○助成対象者 　水田活用の直接支払交付金の助成対象者 ○助成対象水田 　経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田 ○その他要件 　通常の肥培管理を実施し、契約した業者に出荷していること
3	農地高度利用助成（二毛作）	2	9,000	麦、飼料用作物（青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロイウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、パヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、バンドグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば）	○助成対象者 　水田活用の直接支払交付金の助成対象者 ○助成対象水田 　経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田 ○その他要件 　作付け体系は、①主食用米と対象作物、②新規需要米と対象作物、③加工用米と対象作物、④対象作物同士とする。 　・対象作物については、通常の肥培管理・出荷販売を行うこと 　・生産性向上の取組として、排水対策を実施すること
4	耕畜連携助成（基幹）	3	12,000	飼料作物、WCS用稲	○助成対象者 　水田活用の直接支払交付金の助成対象者 ○助成対象水田 　経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田 ○その他要件 　耕畜連携の取組を行うものは、連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）すること　等
5	多収品種（加工用米）加算 （基幹）	1	20,000	加工用米（多収品種：ミズホチカラ、たちはるか）	○助成対象者 　水田活用の直接支払交付金における助成対象者 ○助成対象水田 　経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田 ○その他要件 　通常の肥培管理を実施し、JA等の出荷業者へ出荷を行っていること。加工用米取組計画の届出又は加工用米出荷契約を締結していること　等
6	多収品種（加工用米）立毛乾燥 取組加算（基幹）	1	8,000	加工用米（多収品種：ミズホチカラ、たちはるか）	○助成対象者 　水田活用の直接支払交付金の助成対象者 ○助成対象水田 　経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田 ○その他要件 　適正な肥培管理を実施し、JA等集荷業者へ出荷を行っていること 　加工用米取組計画の届出又は加工用米出荷契約を締結していること　等
7	村特産物助成（基幹）	1	3,000	果樹（クリ）	○助成対象者 　対象作物を出荷・販売目的で作付けする農業者 ○取組要件 　支援期間は、新植後3年間とし、その対象は令和5年度以降に新植され、新植後から継続して通常の肥培管理を実施すること。

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。